

項 目 名	児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、相続税、贈与税、消費税、登録免許税、関税		
要 望 の 内 容	児童福祉法の改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）により、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和等の措置がなされる。については、児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
	(1) 政策目的 ○ 児童虐待防止対策について、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）附則に基づき、 ・ 子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講じる ・ 児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講じるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化することとされた（経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定））ほか、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）附則でも令和 2 年度及び令和 3 年度を目途とする検討規定が設けられた。 ○ これらを踏まえ、児童福祉制度の見直しを行い、令和 4 年 6 月 15 日、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。「以下令和 4 年改正法」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることとなっていることから、税制上の所要の措置を講じる。 (2) 施策の必要性 ○ 現在、児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。令和 4 年改正法により、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として新たな事業が創設される。また、既存事業の一部についてもその対象範囲等が拡大されることから、児童福祉に係る税負担の公平を図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル3. 保育対策及び子ども・子育て支援対策に関する施策の推進 中位レベル5. 児童虐待防止等対策に関する施策の推進 中位レベル7. 障害児への支援に関する施策の推進
		政策の達成目標	国及び地方公共団体による必要な措置等を通じて、児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図ることその他の児童の福祉の増進等を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	児童福祉法等の改正により、これらの法律に基づく現行の制度体系に変更が生じる。これに伴い、改正後の新たな制度等について、児童福祉に係る税負担の公平を図る必要があることから、本要望の措置は妥当である。 また、税制上の措置を講ずることで、児童福祉の増進を実現することができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—